

都議会のあり方検討委員会の
検討結果について(報告)

平成20年9月

都議会のあり方検討委員会

目 次

【都議会のあり方検討委員会 設置要綱】	1
【都議会のあり方検討委員会 委員名簿】	2
【都議会のあり方検討委員会 検討経緯】	3
平成20年3月末までの検討結果	4
平成20年4月以降の検討結果	8
1 議員の職務の明確化について	8
2 領収書等の添付及び公表について	9
3 公表方法について	10
4 マスキングについて	11
(1) マスキングを誰がいつ行うか	
(2) マスキングの基準	
5 第三者機関について	13
(1) 設置の必要性	
(2) 委員構成	
(3) 権能	
6 その他の検討課題	16
(1) チェック時期	
(2) 上記を踏まえた政務調査費のチェックの年間スケジュール案	
7 実施時期	18
【兵庫県議会、大阪府議会視察報告】	19
1 視察概要	
2 兵庫県議会及び大阪府議会における政務調査費の概要	
3 調査結果	

【都議会のあり方検討委員会設置要綱】

（検討組織の設置）

第1 議会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、「都議会のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討委員会の調査・検討事項）

第2 検討委員会は、次の事項について調査・検討し、その結果を理事会に報告する。

- （1） 議員の位置づけの明確化について
- （2） 政務調査費について
- （3） その他必要な事項

（検討組織の構成）

第3 検討委員会は、都議会議員のうちから、議会運営委員長が指名する委員9名以内をもって組織する。

自民党 3名、 民主党 2名、 公明党 2名、
日本共産党 1名、生活者ネット 1名

（委員長及び副委員長）

第4 検討委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、検討委員会において互選する。

3 委員長は、検討委員会を招集し、その議事を主宰する。

4 委員長は、必要に応じ、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

（検討結果の報告）

第5 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、理事会に報告する。

（設置期間）

第6 検討委員会の設置期間は概ね1年とする。

（その他）

第7 ここに定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な次の事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

- （1） 全体の審議日程
- （2） 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- （3） その他

（事務局）

第8 事務局を東京都議会議会局調査部に置く。

附 則

この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

【都議会のあり方検討委員会 委員名簿】

委員長	川井 しげお	議員（東京都議会自由民主党）
副委員長	高島 なおき	議員（東京都議会自由民主党）
委員	高木 けい	議員（東京都議会自由民主党）
委員	山下 太郎	議員（都議会民主党）
委員	西岡 真一郎	議員（都議会民主党）
委員	藤井 一	議員（都議会公明党）
委員	東村 邦浩	議員（都議会公明党）
委員	曾根 はじめ	議員（日本共産党東京都議会議員団）
委員	大西 由紀子	議員（都議会生活者ネットワーク）

以上 9 名

【都議会のあり方検討委員会 検討経緯】

	日時	内容
第1回	平成19年12月18日	(1) 役員の選任 (2) 委員会の運営
第2回	平成20年 1月22日	(1) 「3会派による『都議会のあり方検討会』報告書」
第3回	平成20年 2月 4日	(1) 委員会の運営 (2) 「『検討委員会』に対する政務調査費問題での日本共産党の提案」
第4回	平成20年 2月21日	(1) 「『検討委員会』に対する政務調査費問題での日本共産党の提案」 (2) 他の議会における資料及び判例 (3) 政務調査活動の定義及び使途基準
第5回	平成20年 3月24日	(1) 政務調査費の使途基準 (2) 中間報告について
中間報告	平成20年 3月27日	(1) 政務調査活動の定義 (2) 政務調査費の使途基準 (3) 実施時期
第6回	平成20年 4月 9日	(1) 委員会の運営 (2) 政務調査費の手引 (3) 領収書添付等
第7回	平成20年 4月24日	(1) 領収書添付等
第8回	平成20年 5月19日	(1) 領収書添付等
第9回	平成20年 6月11日	(1) 第三者機関等
第10回	平成20年 6月26日	(1) 第三者機関等 (2) 制度全体の議論及び残された課題
視察 (兵庫県議会・大阪府議会)	平成20年 7月10日 ～平成20年 7月11日	(1) 領収書添付等 (2) 領収書等のマスキング (3) 収支報告書等の公表 (4) 第三者機関
第11回	平成20年 7月16日	(1) 制度全体の議論及び残された課題
第12回	平成20年 8月 1日	(1) 制度全体の議論及び残された課題
第13回	平成20年 9月 1日	(1) 制度全体の議論及び残された課題
第14回	平成20年 9月17日	(1) 制度全体の議論及び残された課題 (2) 都議会のあり方検討委員会報告書案 (3) 条例及び条例施行規程 新旧対照表案

「都議会のあり方検討委員会」は、平成19年12月18日に議会運営委員会理事会の下に設置され、まず「政務調査費の見直し」を検討項目として、法令、判例、他道府県の状態、他の類似制度などの検討を含め、幅広く、かつ、精力的に議論を重ねてきた。また、兵庫県議会及び大阪府議会への視察を行い、意見交換するとともに直接現状を見聞し、参考とした。

このような経緯を経て、この度「政務調査費の見直しの方向性」がまとまったので、都議会のあり方検討委員会設置要綱第5の規定に基づき、検討結果として議会運営委員会理事会に報告する。

平成20年3月末までの検討結果

第1回委員会（平成19年12月18日開催）から第5回委員会（平成20年3月24日開催）までに検討した事項について、都議会のあり方検討委員会委員長が平成20年3月27日の議会運営委員会理事会で報告した。

なお、この報告を踏まえて、平成20年4月1日に東京都政務調査費の交付に関する条例施行規程が改正され、政務調査費の適正な執行を図るために使途基準の留意点等を記載した「政務調査費の手引」が作成された。

平成20年3月27日

「都議会のあり方検討委員会」の現時点での検討結果について（報告）

都議会のあり方検討委員会委員長 川井しげお

「都議会のあり方検討委員会」は、平成19年12月18日に議会運営委員会理事会の下に設置され、平成20年3月24日まで5回にわたり委員会を開催し、政務調査費について精力的に検討を行ってきた。

この結果、現時点において、少数意見はあったものの、下記のとおり、政務調査活動について新たに定義を定め、使途基準を改正すべきとの結論を得たので、都議会のあり方検討委員会設置要綱第5の規定に基づき、議会運営委員会理事会に報告する。

なお、政務調査費の透明性と都民への説明責任の向上の観点から、領収書等の添付及び第三者機関によるチェック体制等については、領収書等の添付などを前提に、対象となる金額など残された課題について引き続き協議を進め、早急に結論を得ることとした。

記

1 政務調査活動の定義について

別紙(1) 参照

地方自治法は、政務調査費について「議員の調査研究に資するための経費」とのみ規定し、「調査研究」について何ら定義づけを行っていない。

このため、都議会として、議員の職責・職務及び議会の役割を踏まえ、適切な政務調査活動の定義を別紙(1)のとおり定めるべきである。

2 政務調査費の使途基準について

別紙(2) 参照

政務調査活動の定義及び論点を踏まえて議論した結果、都民から見てより分かりやすい使途基準とする必要があり、使途基準を別紙(2)のとおり改正すべきである。

3 実施時期について

政務調査活動の定義及び改正使途基準については、平成20年4月1日から実施すべきである。

【 政務調査活動の定義 】

議員の職務が、住民意思を代表し政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案であることから、政務調査費を充てることのできる政務調査活動を、次の5つの活動とする。

(1) 調査研究活動

都政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動

(2) 情報収集活動

都民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動

(3) 政策立案活動

政策や方針を立案・発信するため、会派内又は会派間で、政策や方針について意見交換や意見調整等を行う活動

(4) 広報・広聴活動

都民等に対して行う広報・広聴活動

(5) その他の政務調査活動

議員の職務や議会の役割を果たす上で必要なその他の政務調査活動

分類	項目	内容	例示
調査活動補助費	人件費	会派又は議員が政務調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料等
	事務所費	会派又は議員が政務調査活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費	賃料、管理費、仲介手数料、礼金、政務調査活動に必要な造作等
	事務費	会派又は議員が政務調査活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費	事務用品代、光熱水費、備品購入費、修理費、通信費、リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、名刺代、来客用茶菓代等
	交通費	会派又は議員が政務調査活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費	バス・電車代、タクシー代、高速料金、駐車場代、自動車リース代、ガソリン代、宿泊費等
調査・政策立案費	視察・研修費	会派又は議員が政務調査活動のため行う視察・研修等に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修等への議員等の参加に要する経費	講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳代、参加費、資料代、交通費、宿泊費、食事代、通信費、バス借上代、視察先入場料、視察先への土産代等
	調査委託費	会派又は議員が政務調査活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費	調査委託費、翻訳料等
	資料購入・作成費	会派又は議員が議会審議や政務調査活動のため行う図書等の購入及び資料作成に要する経費	書籍代、新聞・雑誌購読料、CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷代、パネル代等
	会議費	会派又は議員が政務調査活動のため開催する会議に要する経費	講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・速記代、会議に伴う茶菓代、食事代、看板代、交通費等
	グループ活動費	会派又は議員が政務調査活動のため行う都政に関連する議員連盟活動等に要する経費	議員連盟等年会費、視察参加費、交通費等
広報・広聴活動費	広報紙(誌)発行費	会派又は議員が政務調査活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費	原稿料、作成委託料、デザイン代、写真代、コピー代、印刷・製本代、はがき代、新聞折込代、送料等
	ホームページ作成・管理費	会派又は議員が政務調査活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等
	政策広報費	会派又は議員が政務調査活動のため行う音声による広報・広聴活動に要する経費	会場・機器等借上代、通訳・速記代、会議に伴う茶菓代、看板代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料、交通費等
	会費	会派又は議員が政務調査活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費	地域団体等が主催する会合の会費、年会費、交通費等

平成20年4月以降の検討結果

1 議員の職務の明確化について

都議会議員の政務調査活動に対する都民の理解を促進するため、「東京都政務調査費の交付に関する条例」において、議員の職務内容を明確化し、政務調査活動の内容を明確にする規定を盛り込むべきである。

規定の内容は、平成20年4月1日に改正した「東京都政務調査費の交付に関する条例施行規程」の規定と同様の内容とすべきである。

都議会議員は、都議会での本会議、委員会等をはじめ、日常より非常に幅広い活動を行っているが、政務調査活動もその一つである。都民意思を代表し、政策を形成するという都議会議員の職責・職務から、政務調査活動は極めて重要な位置を占めている。

しかしながら、政務調査活動の経費である政務調査費について、地方自治法では、「議員の調査研究に資するための経費」と規定するのみで、「調査研究」については何ら定義づけをしておらず、都民が政務調査活動に対して十分な理解をしにくいものとなっている。

そこで、本委員会では平成20年3月に、都議会議員の職責・職務及び都議会の役割を踏まえて適切な政務調査活動の定義をまとめたところであり、これを受け、都議会では東京都政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）を改正した。

今回、政務調査費の見直しによる、東京都政務調査費の交付に関する条例（以下「交付条例」という。）の改正においても、条例上で議員の職責・職務を明確化し、政務調査活動の内容を明確にすることにより、都議会議員の政務調査活動に対する都民の理解の促進を図ることが大切である。

交付条例での規定の内容は、平成20年4月から施行されている規程との整合性が不可欠であることから、規程の規定と同様の内容とすべきである。

すなわち、交付条例において、都議会議員の職務が、都民意思を代表し、政策を形成することであることを明確化し、かつ、都議会の役割を明記し、さらに、政務調査活動の内容が、調査研究活動、情報収集活動、政策立案活動、広報・広聴活動、その他の政務調査活動であることを規定すべきである。

2 領収書等の添付及び公表について

収支報告書に領収書等を添付し、公表すべきである。

領収書等添付及び公表の範囲は、1円以上すべての支出とすべきである。

政務調査費の収支報告書は、交付条例第10条の規定に基づき議長に提出され、第16条の規定に基づき公表されている。

しかし、現行の規定では、議長への提出及び公表が義務付けられているのは収支報告書のみである。どのような活動に対し政務調査費が充てられたかなど政務調査費の透明性を向上させ説明責任を果たすには、収支報告書に領収書及びその他支出を証する書類（以下「領収書等」という。）を添付し、公表を行うべきである。

添付及び公表を行う領収書等の範囲については、チェックやマスキング等に多額の行政コストを要することになるが、政務調査費の透明性の向上を図り、説明責任を果たすためには、1円以上のすべての支出とすべきである。

3 公表方法について

公表方法：請求に基づき閲覧できることとすべきである。

収支報告書に添付する領収書等の公表方法としては、

請求に基づき閲覧できる。

公文書開示請求に基づき閲覧等ができる。

という2つの方法が考えられる。

の方法によれば、開示請求者は情報公開条例の手続を要求され、個別の決定を待ってはじめて閲覧等ができることとなる。

一方、の方法によれば、請求すればいつでも閲覧することができるため、請求者の手続上の煩雑さを緩和することとなり、政務調査費の透明性向上につながる。

以上を踏まえ、収支報告書に添付する領収書等については、情報公開制度による公文書開示請求の手続を必要とせず、請求に基づき閲覧することができるというの方法で公表すべきである。

4 マスキングについて

(1) マスキングを誰がいつ行うか

マスキングを誰が行うか : 議会局とすべきである。

マスキングをいつ行うか : 領収書等の公表時とすべきである。

領収書等には、個人の氏名、収入等の個人情報のほか、企業の金融機関口座情報などの情報が含まれている場合があり、公表することにより個人のプライバシーや円滑な企業活動を損なうおそれがある。したがって、領収書等に記載された、このような公にしてはならない情報に対しては、黒塗りを行って情報を非開示とする「マスキング」が必要となる。

マスキングを誰がいつ行うかについては、

議会局が収支報告書等の公表時に行う。

会派が議会局へ収支報告書等を提出する時に行う。

会派及び議会局の両方が提出時及び公表時に行う。

という3つの方法が考えられる。

議会局がマスキングを行えば、客観性のある処理が可能であり、会派によるばらつきを出さず統一的な処理ができる。

一方、会派がマスキングを行うと、あらかじめマスキングされるため情報が限られ、議会局や第三者機関による検査を適切かつ効率的に行えないおそれがある。

これらを踏まえ、マスキングは議会局が行うべきである。

また、マスキングを行う時期は、議会局や第三者機関が検査を適切かつ効率的に行うため、検査終了後公表時とすべきである。

なお、マスキングを適切に行うためには、会派の活動にとって著しい支障が生じるおそれがあるような会派情報をはじめ、議会局において判断が困難である場合などは、会派と十分な調整を行う必要がある。

(2) マスキングの基準

都議会情報公開条例の非開示事項を基準とすべきである。

都議会議員は、政務調査活動として、調査研究、情報収集、政策立案、広報・広聴活動等都政全般に関する幅広い活動を行っており、このような活動を行う中で、政務調査費を支出した際に徴した領収書等には、多種多様な情報が含まれることとなる。この領収書等を公表するには、マスキングを行いプライバシー等の保護を図る必要がある。

マスキングを行う際には、政務調査費の透明性の向上を図る一方で、個人情報など保護すべき情報を保護するために、適切な基準を設ける必要がある。

東京都議会情報公開条例においては、公文書開示請求が行われた場合には、特定の情報(以下「非開示事項」という。)を除いて開示することとしている。同条例第7条で定める非開示事項は、

個人情報(個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの)

法人情報(法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの)

会派活動情報(会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動に著しい支障が生ずると認められるもの)

等の情報である。

政務調査費の透明性の向上を図り、説明責任を果たす観点からは、マスキングの部分は最小限とすべきである。したがって、公表される領収書等に対するマスキングの基準については、東京都議会情報公開条例第7条の非開示事項によるべきである。

5 第三者機関について

(1) 設置の必要性

中立的な立場からチェックに関与する第三者機関を設置すべきである。

会派では、収支報告書及び領収書等を議長へ提出する前に、政務調査費が使途基準に従って適正に執行されたかどうかチェックを行うこととなる。さらに、これらの書類は、議長へ提出された後、議会局が同様にチェックを行い、必要に応じて修正を会派に依頼することもある。

このように収支報告書及び領収書等に基づいて、2段階のチェックにより執行の適正性を確認することとなっているが、会派及び議会局も都議会に関係する組織であることから、中立性、公平性の観点から外部の者がチェック等を行うことは重要である。

以上のことから、政務調査費について外部有識者等が中立的な立場からチェックに関与する第三者機関を設置すべきである。

(2) 委員構成

委員は、外部の有識者のみで構成すべきである。

外部有識者は、弁護士、公認会計士、税理士等専門性を有し、法により守秘義務が課せられた者とすべきである。

必要に応じて会派・議員から意見を聴く機会を設けるべきである。

第三者機関の委員構成としては、

外部有識者のみとする。

外部有識者に加えて、会派・議員も委員に含める。

という2つの考え方がある。

委員を外部有識者のみとすることで、純粋な第三者機関としての中立性が確保されることから、委員は外部有識者のみで構成すべきである。

外部有識者は、専門知識を有し、かつ、法により厳格な守秘義務が課せられている弁護士、公認会計士、税理士等とすべきである。

ただし、外部の有識者のみでは会派や議員の活動が十分に理解できないことも想定されることから、適切に検査や指導・助言、提言・意見を行っていくためには、必要に応じて会派・議員から意見を聴く機会を設け、第三者機関としての適正な運営の確保を図ることが必要である。

(3) 権能

第三者機関の権能は、検査並びに提言・意見及び指導・助言とすべきである。

検査は抽出検査とすべきである。

第三者機関の権能としては、第一に、政務調査費の中立性及び公平性の向上のため、政務調査費の執行が使途基準に照らして適正かどうか検査を行うことが必要である。

検査のあり方としては、全件検査と抽出検査の2つが考えられるが、全件検査を行うとすると、議会局が全件検査したものをさらに検査することになり、膨大な業務が重複する。また、全件検査には、膨大な経費も必要となる。さらに、出納閉鎖までに議会局による全件チェックとともに第三者機関による全件チェックを終了するのは、日程的に困難である。これらから、抽出検査によることが適切である。一般の企業の会計監査も抽出検査により行い、必要に応じて検査を深めていく手法が採られている。

第二に、政務調査費の執行の適正に資するため、会派が議長へ収支状況報告書を提出する際等に、法律や会計、税務等の専門知識を持つ者が、会派や議会局からの疑問点に対して指導や助言を行うことが必要である。

第三に、政務調査費制度の適切な運用を維持するため、検査や指導・助言の結果も踏まえ、政務調査費の制度全般に関して提言・意見を行うことができることも必要である。

6 その他の検討課題

(1) チェック時期

四半期ごとの収支状況報告書の提出時に議会局がチェックを行い、第三者機関による指導・助言なども行うべきである。

なお、年度当初には、第4四半期分とともに、収支報告書の提出に伴い、前年度1年分のチェックも行うことになる。

本委員会では、議会局によるチェックの時期も検討した。

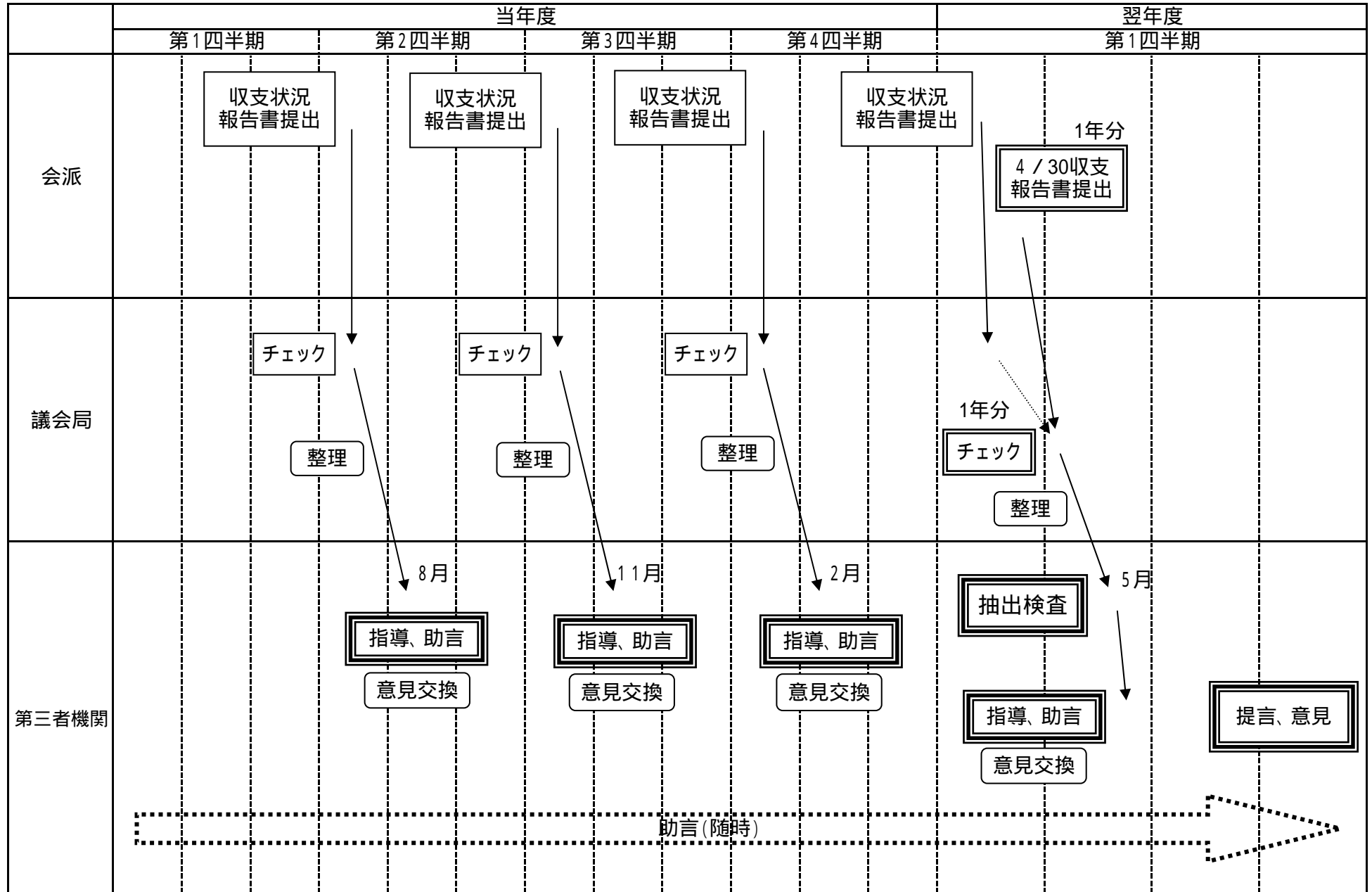
本委員会の検討においては、1年間の政務調査費の執行実績である収支報告書にすべての支出に係る領収書等を添付して、年度終了の翌日から起算して30日以内に議長に提出することとなる。また、現行の規定ではこのほかに、四半期ごとに収支状況報告書を議長に提出することとなっている。この収支状況報告書は、政務調査費の支出内容を確定するものではないが、これを活用して規程第6条に基づく議長の調査権により、四半期ごとに議会局がチェックを行うべきである。その際には、第三者機関による指導・助言なども行うべきである。

この四半期ごとのチェックにより、第三者機関からの指導・助言なども四半期ごとに得られ、より適切な支出が早期に確保される。また、年度当初の収支報告書及び領収書等の1年分の効率的なチェックも可能となる。

(2) 上記を踏まえた政務調査費のチェックの年間スケジュール案

[参考]

政務調査費のチェックに係る年間の流れ(案)



7 実施時期

領収書等の添付及び公表、第三者機関の運営等を規定した東京都政務調査費の交付に関する条例の改正は、平成21年4月1日から実施すべきである。

平成20年度分の領収書等は、改正された交付条例等新しい制度にのっとり収支報告書に添付及び公表することができることとすべきである。

本委員会で方向性をまとめた議員の職務の明確化、収支報告書への領収書等の添付及び公表、マスキング及び第三者機関の設置及び運営等を盛り込んだ交付条例の改正については、政務調査費の交付が年度単位であることから、平成21年4月1日からの実施とすべきである。

なお、平成20年度分の領収書等は、平成20年4月1日からの改正された使途基準に基づく支出について作成されているところであるが、改正された交付条例等新しい制度にのっとり収支報告書に添付し、公表することができることとすべきである。

【兵庫県議会、大阪府議会視察報告】

都議会のあり方検討委員会では、領収書添付を実施している府県議会の現状を把握し委員会における議論の参考とするために、政務調査費の年間交付総額の規模が比較的近い兵庫県議会及び大阪府議会への調査を行った。

1 視察概要

- (1) 日程 平成20年7月10日及び11日
- (2) 参加者 川井委員長
高島副委員長
高木委員
山下委員
西岡委員
藤井委員
東村委員
曾根委員
大西委員
- (3) 主な調査事項 領収書等について
領収書等のマスキングについて
収支報告書等の公表について
第三者機関について

2 兵庫県議会及び大阪府議会における政務調査費の概要

	兵庫県議会	大阪府議会
議員定数	92人	112人
改正条例施行時期	平成19年6月	平成19年10月
領収書添付基準	5万円以上 (人件費、事務費及び事務所費を除く。)	1円以上
議員一人当たり 交付月額	500,000円 (会派支給 200,000円) (議員支給 300,000円)	590,000円 (会派支給 100,000円) (議員支給 490,000円) 平成20年8月1日から23年4月29日までの間、会派及び議員に対する政務調査費の月額を15%削減
領収書等の公表 方法	閲覧	閲覧
領収書等のマスキ ング主体	議会事務局	会派又は議員
第三者機関	無	有(大阪府政務調査費検査等協議会)*詳細は後述

3 調査結果

(1) 領収書等について

	兵庫県議会	大阪府議会
現在の添付額に決めた経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討時における領収書等の添付を実施している他道府県の先行例は、いずれも5万円以上(人件費、事務費及び事務所費を除く。)であった。 ・ 検討時における政治資金規正法での証拠書類添付の基準も5万円以上(同上)であった。 ・ 別に提出する「主たる支出の内訳書」に支出の詳細が記載されているため、一定の範囲の領収書でも透明性が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務調査費あり方協議会における制度改正の議論の中では、外部有識者委員から領収書添付は1万円以上でも十分透明性が確保されるとの意見も出されたが、外部監査の結果に対する議会の信頼回復や報道の影響等を踏まえすべての領収書を添付することとなった。
領収書及びその他の証拠書類の量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計 943 枚 <ul style="list-style-type: none"> 収支報告書 365 枚 領収書等(会派) 279 枚 領収書等(議員) 299 枚 (平成19年6月から20年3月末までの10か月分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計約 18,000 枚 <ul style="list-style-type: none"> 収支報告書 240 枚 会計帳簿 1,400 枚 領収書 14,600 枚 支払明細書 500 枚 活動記録簿 1,100 枚 事務所概要 120 枚 職員雇用状況報告書 120 枚 (平成19年10月から20年3月末までの半年分)
チェックの方法、体制等	<p>回数：4段階</p> <ul style="list-style-type: none">) 形式・内容のチェック) 疑義・問題点の集中的なチェック) 再提出後の再チェック) 横断的な最終チェック <p>体制：「政務調査費収支報告書チェックチーム」を設置、実質全支出をチェック</p>	<p>回数：2段階</p> <ul style="list-style-type: none">) 細部まで確認) 別の職員が外部の視点で再点検 <p>方法：会派ごとに分担し、政務調査費の手引に合致しているかを確認。必要に応じて議員に確認し補正を依頼する。</p>

(2) 領収書等のマスキングについて

	兵庫県議会	大阪府議会
どのように行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局が実施 ・ ばらつきを生じさせないために、2名程度で集中的にマスキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会派・議員が実施 ・ 事務局で個人情報などマスキング漏れの部分をマスキング

マスキングにおける留意点	・主たる支出の内訳書に活動情報が記載されているため、マスキング箇所について会派との調整が必要なケースは少ない。	・会派・議員がマスキングを行うのは、会派・議員の事務負担が大きいとの意見がある。
--------------	---------------------------------------------------------	------------------------------------------

(3) 収支報告書等の公表について

	兵庫県議会	大阪府議会
閲覧開始時期、方法等	閲覧開始：6月30日から 方法：閲覧カードを記載した後、閲覧する収支報告書を受け取り閲覧。終了時はカードに退室時間を記載。閲覧時は、担当職員が立ち会う。	閲覧開始：6月30日から 方法：閲覧カードに閲覧者氏名、時間を記入のうえ閲覧
実際の閲覧状況	件数：平成20年度 0件 (平成20年6月末時点) 閲覧に供した書類量(10か月分): <ul style="list-style-type: none"> ┌ 会派分：6cm ファイル1冊 └ 議員分：10cm ファイル1冊 	件数：平成20年度 約10名 (平成20年7月11日時点) マスコミには事前閲覧を実施 閲覧に供した書類量(半年分): <ul style="list-style-type: none"> ┌ 会派分：ファイル 2冊 └ 議員分：ファイル 19冊

(4) 第三者機関について

〔兵庫県議会〕

視察時現在、設置の議論及び今後の設置予定ともなし。

〔大阪府議会〕

設置時期	平成19年10月1日
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者3名以内(現在は、弁護士、公認会計士の2名) ・交渉会派4会派から推薦された議員4名 ・任期2年
運営内容	<p>〔検査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則年2回。5、6月(10～3月分)と11月(4～9月分)に実施 ・抽出により検査(平成20年は、6月11日に実施) ・必要に応じて学識経験者委員が対面調査 <p>〔指導・助言〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使途基準に合致しているかにつき、会派及び議員からの相談に応じ、指導・助言を行う。 ・今後は、手引や運用の見直し等についても協議する予定